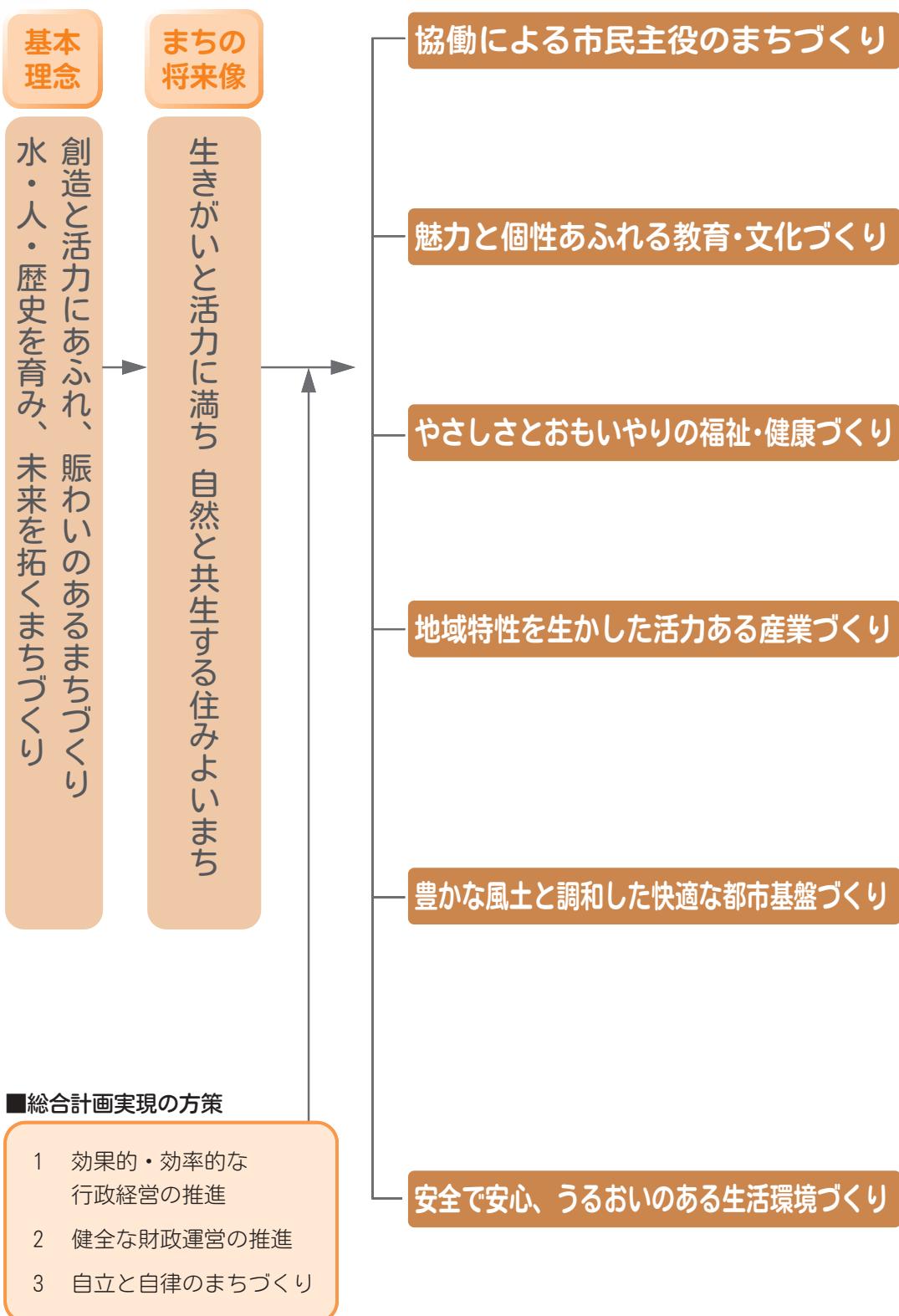




第4章 施策の大綱

■施策の大綱 体系図



まちづくりの基本理念をもとに本市の将来像を実現するため、まちづくりの基本的な方針を次のように定め、全般にわたる施策を展開していきます。

施策を展開するにあたり、市民一人ひとりの人権を尊重するとともに、市民と行政の信頼関係を築き、協働しながら、心の豊かさと生きがいづくり、地域の活力づくり、自然と共生した住みよさを実感できる魅力あるまちづくりに取り組みます。

コミュニティの充実と強化

市民と行政のパートナーシップの確立

人権の尊重

男女共同参画社会の形成

国際交流の推進

生きる力を育む特色ある教育の構築

連携して進める青少年健全育成

自主的な活動を促進する生涯学習の充実

芸術文化の振興と文化財の保護・活用

健全な身体をつくるスポーツ・レクリエーション活動の推進

高齢者が元気で活躍できる環境整備

未来に羽ばたく子どもの子育て支援の推進

だれもが不自由なく暮らせるまちづくりの推進

心とからだの健康づくりの推進

社会保障制度の充実

地域力を生かした産業の振興

地元雇用と新たな産業の創出

発展性と創造性のある農業の振興

豊かな海が育てる水産業の振興

元気と賑わいのある商工業・サービス業の振興

「水郷まち歩き」観光の振興

勤労者福祉と消費者保護の充実

計画的な土地利用の推進

活力あふれる市街地づくり

魅力ある定住環境づくり

美しいまちづくりの推進

癒しを提供する緑地空間づくり

利便性に優れた交通アクセスの整備

市民の移動手段としての公共交通機関の整備

多様な交流を活発にする情報基盤の整備

自然と共生する河川・水路の浄化

安全できれいな水の確保

環境と共存できる循環型社会の形成

環境衛生の推進

安全で安心できる防災・消防・防犯・交通安全対策の推進

5つの重点プロジェクト

市民との 協働プロジェクト

～市民力が元気の源～

柳川ブランド化 プロジェクト

～地域力が元気の源～

自然との共生 プロジェクト

～共生が元気の源～

住みよいまちづくり プロジェクト

～住みよさが元気の源～

安心して生活できる まちづくり プロジェクト

～安全と安心が元気の源～



第1節 協働による市民主役のまちづくり

① コミュニティの充実と強化

コミュニティは、地域に根ざした事業や施策を推進する上でもっとも重要な役割を担う集合体です。福祉サービスに対するニーズの多様化や家庭の福祉機能の変化、高齢者や障害者が主体的に社会参加できる環境づくりや介護する人や子育てなどを地域として支援する仕組みづくりが求められている現在、行政との協働体制の確立に向けた市民意識の高揚を図ります。

地域を単位としたコミュニティをネットワーク化し、小学校区単位での自主的自治組織を編成するための環境づくりに努めます。具体的には、市民自らが行う防犯・防災、環境美化、地域福祉、青少年健全育成等の各分野で、地域づくりのための諸事業の推進や地域に残る伝統文化の継承と新たな文化の創造への支援を推進し、これらの活動のネットワークづくりを進めます。

一方で、地域の雇用拡大や地産地消の推進など地域経済の活性化に貢献し、定住化や新たなコミュニティの創出も視野に入れた施策を推進します。

② 市民と行政のパートナーシップの確立

市民と行政が協働するまちづくりや地域づくりを互いに共通の視点で考えるため、さまざまなネットワークやふれあいの環境づくりを進め、企画立案から市民が参加するまちづくり体制の整備を推進します。

また、インターネット等の情報技術を活用した積極的な情報公開により情報の共有に努めて開かれた行政を推進するとともに、市民と行政がお互いの役割を認識し、尊重しながら対等な立場で協働できるようなパートナーシップの確立やボランティア活動を推進します。

③ 人権の尊重

基本的人権がすべての人々に対して尊重されるように、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に対して学校や地域などでの人権教育・啓発に積極的に取り組み、市民一人ひとりが自分の問題として捉え、自発的な啓発活動を行う環境づくりを推進します。

4 男女共同参画社会の形成

男女が互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、社会のあらゆる分野で、それぞれの持つ能力と個性を十分に生かし合う男女共同参画のまちづくりを推進します。また、男女がともに輝いていくことのできる地域社会の実現に向けて、市民への意識啓発を図り、学校、家庭、地域、職場における男女共同参画への取り組みを促進し、推進体制の強化を図ります。

5 国際交流の推進

国際化については、国際感覚豊かな人材の育成のため、学校教育や生涯学習との連携を図った交流の実践や、高速・大容量通信網の整備に合わせインターネットなどを活用した情報発信システムの構築など、交流基盤づくりに努めます。





第2節 魅力と個性あふれる教育・文化づくり

① 生きる力を育む特色ある教育の構築

健全な社会を形成するためには、乳幼児期から心を豊かに育む教育を進めることが重要です。家庭教育をバックアップするための情報提供や相談体制を整備とともに、幼稚園や保育園での教育環境の充実に努めます。

義務教育については、基礎的・基本的な事項の習得による基礎学力の向上を図るとともに、地域の特性を生かした教育システムの創造と実践を通して、子どもたちが、自ら学び、自ら考え、自ら行動するなど「生きる力」を育成する教育を推進します。

併せて、情報化教育や国際理解教育の推進など時代の流れに対応した教育の充実を図ります。また、老朽化した小中学校の改修など学校教育環境の充実を図ります。

さらに、学校、家庭、地域が一体となった教育・学習環境づくりや専門知識や技能を持つ人を確保し活用するための人材登録制度などの導入、地域の歴史や文化に触れることができる郷土学習などを推進します。

② 連携して進める青少年健全育成

子育て支援施策や義務教育施策などを連携させ、子どもたちの交流やふれあい活動など、健全育成活動の充実強化を通して、学校、家庭、地域が一体となった青少年の健全育成を推進します。

③ 自主的な活動を促進する生涯学習の充実

本市では既存の公民館や図書館などをネットワーク化することにより、市民の多様な学習意欲を満たすことが可能になります。

市民が主体的に“いつでも、どこでも、だれでも、なんでも”学ぶことのできる自主的・創造的な学習活動や地域活動を支援するために、学習の場づくりや情報の提供、人材の育成、さらに市民交流を推進します。

生涯学習社会の充実を目指し、学校教育と地域における社会教育などの融合を進めるため、ボランティア活動の支援や各種サークル活動の場の確保、指導者・ボランティアの養成などを推進します。

4 芸術文化の振興と文化財の保護・活用

これまで培われてきた文化を継承しつつ、質の高い芸術文化にふれる機会の充実や情報の受発信機能の整備により、暮らしの中で芸術文化を意識できる土壤づくりに努めます。また、市民が自発的に行う芸術・文化活動を支援するために、活動の場の提供や発表の機会の充実を図り、地域に根ざした芸術文化の向上を目指します。

本市に残る歴史的文物や祭りなどの伝統文化の継承とともに文化的景観の保存に努めます。また、文化財の修復・保存を進めながら、柳川古文書館の活用や本市での市史編さん事業などを通じた各種講座、展示会などの開催により、市民に幅広く郷土の歴史や文化を周知し、文化意識の高揚を図ります。

5 健全な身体をつくるスポーツ・レクリエーション活動の推進

健やかな心と体を育むために身近なスポーツ・レクリエーション活動ができるよう、既存施設の有効利用、学校教育施設の開放、総合運動公園の整備など、新たな環境づくりを総合的に推進し、指導者の育成を図ります。

また、各種スポーツ・レクリエーション団体の連携を進めるためのネットワーク体制を整備します。





第3節 やさしさとおもいやりの福祉・健康づくり

① 高齢者が元気で活躍できる環境整備

高齢者が生きがいをもって、積極的に社会参加するための支援体制づくりを進めます。高齢者がこれまで培ってきた経験や知識、技能などを、家庭や地域社会で十分發揮できる場や機会の充実に努めます。また、高齢者が長年住み慣れた場所で安心して暮らせるよう、地域福祉の充実を図り、地域で高齢者を見守るシステムづくりなど、総合的な長寿社会対策を推進します。

② 未来に羽ばたく子どもの子育て支援の推進

少子高齢社会にあって、社会環境の変化に伴い多様化する児童福祉へのニーズに対応する「次世代育成支援行動計画」に基づき、未来を担う子どもたちの心身ともに健やかな育成に努めます。また、保護者の多様な需要に対応できるよう、保育内容の充実と保育環境の整備を促進します。

安心して産み育てられる環境づくりのために、家庭と地域の連携の下で、仕事と育児の両立支援、父親の子育てへの参加促進、家庭教育に関する意識啓発や知識・情報の提供、相談体制の充実、世代間交流活動の推進、児童虐待を防止するための連携強化など子育て支援対策の充実を図り、これらの事業や活動を支える人材の育成を推進します。

③ だれもが不自由なく暮らせるまちづくりの推進

ノーマライゼーション*の理念に基づき、障害者が安心して暮らせる社会を目指し、在宅福祉サービスの充実と就労・雇用環境の充実や社会参加機会の拡充を図り、自立支援のための環境づくりを推進します。

そのために、すでに活動しているボランティアや市民参加を拡充させて、地域が一体となって支える体制づくりを推進します。

*ノーマライゼーション

障害をもっていても健常者と均等に生活できるような社会が正常な社会のあり方であるとする考え方。また、それに基づく社会福祉政策。

4 心とからだの健康づくりの推進

市民が生涯にわたって健康を維持するためには、市民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という意識を持ち、自らの健康状態や健康観に応じ、自主的かつ積極的に健康づくりを実践できるようにすることが必要です。

このようなことを目指し策定された「柳川山門三池いきいきプラン21」に基づき、一次予防に重点を置いた保健事業を展開し、早期発見、早期治療のための健康診査の充実を図るとともに、健康に関する相談・指導体制の充実、確保に努めます。

また、市民一人ひとりが健康づくりを実践しやすいようにするために、健康増進講座の開催や、市民の協力のもと、公的機関を核とする健康づくり関連機関の連携と支援体制の環境整備を進めます。

地域救急医療体制については、日祭日、夜間診療など救急医療体制の充実や高度医療施設との連携を図り、医療サービスの確保・提供に努めます。

5 社会保障制度の充実

近年、若年層の離婚増加により、母子・父子家庭が増加しています。母子・父子家庭の自立を促進するため、就労のあっ旋や経済的支援、相談・指導体制、各種援護サービスの充実に努めます。

さまざまな原因により経済的に自立した生活を営むことができない低所得者に対して、健康で安定した生活が営めるよう生活相談・指導体制の充実を図り、就労支援などに努めます。また、生活保護制度の適正な運用を図ります。

高齢化の進展や経済不況による低所得者の増加などにより、厳しい財政状況にある国民健康保険では、制度の周知徹底を図りながら、保健・福祉・医療が一体となった生きがいづくりの推進や医療費の適正化を図り、財政の健全化に努めます。

国民年金では、国の制度改革に合わせ、未加入者の加入促進や制度に対する啓発活動を推進します。

介護保険では、制度の周知徹底を図り、正しい知識の普及を促進しつつ、関係機関との連携を強化し、高齢者や介護家族のニーズに的確に対応した介護保険給付の円滑な実施に努めます。





第4節 地域特性を生かした活力ある産業づくり

① 地域力を生かした産業の振興

個々の産業の振興策にあわせて、それぞれの産業が相互に連携し、波及しあいながらその相乗効果によって産業全体の活力を高める施策を推進します。

国内外での競争力を高めるため、産業連携による「地域力」を確立し、特産品や高付加価値商品、土産品などの開発を進めます。また、地域資源を生かし、市民と行政が協働して「柳川ブランド化」を進めます。

地産地消を進めるとともに、市民の所得機会の確保と他地域から消費を取り込むため、訪れる人の満足度を高め、集客と交流による産業振興を推進します。

また、総合的な交通体系を整備し、直売所や地域振興施設などの流通・販売拠点の確保に努めます。

② 地元雇用と新たな産業の創出

安定した就労機会が地元で提供できるよう、新卒者やJターン、Iターン希望者などに対する就業機会の確保、企業や店舗の誘致、起業家の受け入れ態勢を整備します。また、進出しやすい条件整備や積極的な働きかけを推進します。

地域産業の連携による新たな産業の創出やコミュニティと連携した地域ビジネスづくり、産・学・民・官の連携による新たな雇用の受け皿づくりを推進します。

③ 発展性と創造性のある農業の振興

農用地機能を高めるため、農地保全や優良農地の確保、農地の集積を図るとともに、用排水施設や農道などの生産基盤の整備を進めます。

地域の特性を生かした特産品の創出やブランド化、販路の拡大などを図り、安全で安心できる付加価値の高い農産物の生産を進めるとともに、食育や食農教育に取り組み、食と農を軸とした地域活性化を推進します。

一方、広域交通網の整備・充実にあわせ、流通体制の強化や販路の拡大、多様な振興施策を進めます。

また、後継者や担い手の確保、生産者や生産組織への経営支援などを進めるとともに、快適な生活環境づくりに努めます。

4 豊かな海が育てる水産業の振興

有明海の再生に向けて環境保全や漁場環境を改善するため、悪化原因の調査・研究と抜本的な対策を国・県と連携して進めます。

経営基盤の強化を図るため、漁業協同組合や漁協系統組織^{*}の再編について支援します。また、漁業者や漁業協同組合、福岡県水産海洋技術センター有明海研究所との連携を強化し、協業化による作業の効率化や漁業施設などの基盤整備、漁業団地の整備などを進め、生産性の向上に努めます。国内外での産地間競争の対策や販売力を高めるために、ブランド力の一層の強化や高付加価値化を進めるとともに、つくり育てる漁業の推進や周年漁業体制の確立を図ります。

さらに、後継者の確保・育成や生産者への経営支援などを進めるとともに、快適な生活環境づくりに努めます。

^{*}漁協系統組織

海苔共販漁業協同組合連合会、県漁業協同組合連合会など漁協関係団体の総称。

5 元気と賑わいのある商工業・サービス業の振興

工業については、中小企業を中心とした地場産業の活性化のため経営支援と人材育成の支援に努めます。また、雇用を確保するための支援に努めます。

商業・サービス業については、活気あふれる既成市街地を形成するため、環境整備を促進します。また、商店街の利便性や安全性を確保するとともに、コミュニティ空間やオープンスペースなどの公共的機能を充実させ、賑わいと魅力のある空間づくりを進めます。経営基盤の強化を支援し、後継者の育成や商工団体が行う自主事業、空き店舗対策への支援に努めます。

有明海沿岸道路や国道443号バイパスの沿道など、新たに小売業や卸売業、サービス業などの流通販売施設の立地が期待される地域には、土地利用計画の見直しを含めて計画的な土地利用に基づく新たな拠点の形成を推進します。

6 「水郷まち歩き」観光の振興

本市を訪れる人たちに本市の情緒を味わい、楽しんでいただくなため、まち歩き観光を推進します。このため、市内に点在する観光資源を高質化し、「柳川ならでは」の素材や資源を発掘し、有機的に結びつけ、観光客の目的に応じた市内回遊ルートを開発・



整備します。

広域的な面からは、周辺地域との連携やテーマごとの連携を進め、より一層の魅力の向上を図り、柳川地方としての観光地づくりに努めます。

また、水郷柳川をイメージできる水辺の景観やまちのたたずまいなどの保全や整備を進めます。観光客の受け入れでは、観光情報の受発信機能の充実を図るとともに、受け入れの態勢づくりや市民のおもてなしの心の醸成に努め、観光客の基本ニーズである食の充実、土産物の開発を進めます。

7 勤労者福祉と消費者保護の充実

関係機関と連携し、勤労者の福利厚生の充実を進め、勤労者福祉に関する周知に努めます。また、雇用状況の把握や関係法令、育児・介護休暇制度の普及・定着に努め、女性や高齢者、障害者の雇用確保と就業しやすい環境の整備を促進します。

市民の消費生活を安定させるため、関係団体と連携しながら、消費者に正しい知識や情報を提供するなど、消費者の意識の向上を図ります。



第5節 豊かな風土と調和した快適な都市基盤づくり

1 計画的な土地利用の推進

市域全体の均衡ある発展を目指し、農業地域と市街地とのバランスのとれた計画的な土地利用を推進するため、総合的な土地利用計画を策定します。

また、地域の特性を考慮して、将来にわたって保全すべき地域と、積極的に開発を進める地域との区分を明確にし、有効的で適正な土地利用を進めます。

2 活力あふれる市街地づくり

市街地整備にあたっては、地域特性を生かしながら「まちづくり三法」に基づくまちづくりを推進し、都市機能の充実した安全で利便性の高い市街地づくりと適正な市街化の誘導を推進します。

また、西鉄柳川駅周辺の土地区画整理事業や密集市街地の整備を推進します。

3 魅力ある定住環境づくり

有明海沿岸道路や国道443号バイパスなどの沿道、西鉄各駅周辺など新規住宅開発が予測される地区では、人口定住化や転入者の受け皿づくりのため、必要な区域においては用途区分の見直しなどを行い、民間活力の導入を想定した適正な土地利用の誘導と住宅整備を促進します。

また、市営住宅は、公営住宅ストック総合活用計画^{*}などに基づき、老朽住宅の整備を推進します。住宅の整備にあたっては、すべての人に優しいユニバーサルデザインを取り入れ、高齢者や障害者、若年層に対応した質の高い住宅の供給に努めます。

^{*}※公営住宅ストック総合活用計画

「住宅再生マスタートップラン」など建替促進計画を発展統合したもの。既設公営住宅ストックの効率的な有効活用を前提に建て替え、改善などの各種整備内容、維持管理について定めるもの。

4 美しいまちづくりの推進

市民の協力のもと、景観法に基づく景観計画を策定し、本市の景観づくりの方針を明確にした上で景観条例を制定します。また、まちなみの保全と整備、たたずまいの創出、伝統的な建築物の保全、文化的景観の保存などに努め、本市の歴史や文化を尊



重したまちづくりを進めます。

本市の特性である水辺の景観については、地区の性格に調和した整備や水辺環境の保全を地域ぐるみで進め、水郷にふさわしい美しいまちづくりを進めます。また、市街地における景観の向上にも努めます。

5 療しを提供する緑地空間づくり

公園・緑地は、人々の交流空間として位置づけ、子どもから高齢者まですべての市民が利用できるような適正配置と面積規模を確保します。また、古木や大木など貴重な自然環境を保全し、緑豊かなまちづくりを進めるとともに、公園・緑地を守り育てていくための維持管理体制づくりを推進します。

6 利便性に優れた交通アクセスの整備

都市計画に基づき、道路交通網の体系的・機能的な整備を推進します。

地域高規格道路の有明海沿岸道路や広域幹線道路、地域間幹線道路の早期整備を国・県へ働きかけます。また、九州縦貫自動車道瀬高（仮称）インターチェンジや九州新幹線船小屋駅、有明佐賀空港などと連携する道路整備を促し、都市間交流の促進を図ります。

市街地周辺や公共交通機関、幹線道路、主要公共施設などを結ぶ道路整備を進め、市内の交通ネットワークの形成を図り、交通利便性の向上に努めます。また、交通安全、救急防災などの観点から道路の維持改良や道路環境の向上に努めるとともに、未改良区間や交差点などの整備を進め、安全で安心できる交通環境の充実を図ります。

7 市民の移動手段としての公共交通機関の整備

西鉄天神大牟田線は、路線の複線化や運行本数の増加などを関係機関に要請し、利便性の向上を図ります。また、駅周辺の整備による定住人口の増加の促進、市民や観光客の利用促進を図ります。

市民が自由かつ円滑に移動できるように、本市の市街地、西鉄各駅、主要公共施設への交通手段の確保に努めます。また、主要駅へのアクセス道路の整備を進め、交通利便性の向上を図ります。

8 多様な交流を活発にする情報基盤の整備

高速・大容量通信網を基盤とした地域情報化を推進し、産業・教育・福祉・医療などの分野で、いつでも誰でも活用できるシステムの整備を図ります。また、高度化する情報化社会に対応できる情報処理の能力向上を図るため、学校や地域において、学校教育や生涯学習との連携を図りながら、その習得のための支援に努めます。

また、市民の利便性向上のため、インターネットを利用し、本市のホームページから各種行政手続きの申請を行ったり公共施設の予約などができるよう、市民に身近な部分からの情報化を進め電子自治体の推進を図ります。





第6節 安全で安心、うるおいのある生活環境づくり

① 自然と共生する河川・水路の浄化

年間を通して水量を確保するため、関係機関と連携して河川・水路の浚渫や整備、水利施設の整備などを進めます。

水質浄化を図るため、公共下水道事業や浄化槽整備事業などによる家庭排水対策などを推進します。また、植生や生態系に配慮し、自然と共生した河川・水路整備を進めます。

市民の水に対する意識の高揚を図るため、地域や学校でのさまざまな活動を支援し、環境教育を推進します。また、水の管理体制の強化に努めるとともに、浄化運動や清掃活動などに取り組みます。

② 安全できれいな水の確保

市民生活に関わりの深い基本的なインフラである上水道、下水道の整備を推進します。

上水道の整備は、需要に応じた水量の確保、市内を合理的に配水できる配管網の検討、給水不良を未然に防ぐための配水管整備、災害に強い施設整備を進めます。また、節水型社会の形成や、水道事業の運営強化に取り組みます。

汚水処理は、公共下水道事業、浄化槽整備事業など、地域の特性に応じて計画的な整備を推進します。また、水質浄化への市民意識の啓発に努めます。

③ 環境と共存できる循環型社会の形成

地球規模の環境問題を身近なものとして捉えるため、環境教育を実施します。また、市民のリサイクル意識やごみの分別意識の向上を図ることで、ゴミの減量化や再資源化を推進します。

さらに環境基本計画を策定し、環境活動に対する本市の姿勢を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に事業を推進し、自然環境に負担をかけないような循環型社会の形成を図ります。

4 環境衛生の推進

クリーン連合会など市民団体活動を通して、自主的な環境衛生活動の展開を促進し、市民の環境美化意識やモラルの向上を図り、ゴミの不法投棄やポイ捨て、野焼きなどの防止につなげます。

5 安全で安心できる防災・消防・防犯・交通安全対策の推進

地域防災計画を基本に市民の防災意識の高揚や自主防災組織の育成・強化など防災関連施策を展開するとともに、防災情報システムの整備を進め、河川氾濫、台風などの自然災害時の避難所の確保など、市民の安全確保を図ります。

消防に関しては、防火意識啓発活動を推進するとともに、車両や装備の高度化、消防水利の整備を進め、生命や財産を守る防災・消防体制の充実に努めます。

防犯については、急増する犯罪を防止するため、市民の防犯意識を高め、地域と行政が一体となった防犯体制づくりに努めるとともに、防犯灯の設置や緊急連絡体制の整備を図ります。

交通安全対策については、多発している高齢者の事故防止対策も含め、交通安全教室の実施などによる交通モラル・マナーの向上に努めます。また、防護柵や道路反射鏡などの交通安全施設整備を計画的に進めます。

